

國學院大學学術情報リポジトリ

イギリスにおけるコレクション管理の実務指針と日本 のコレクション管理の課題

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-06-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 金山, 喜昭 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000481

イギリスにおけるコレクション管理の実務指針と 日本のコレクション管理の課題

Collections Management and its Code of Practice
in the United Kingdom and Issues in Collections Management
in Japan

金山 喜昭

KANAYAMA Yoshiaki

はじめに

近年、多くの博物館の収蔵庫では、収蔵スペースが不足しているため、新しく資料を収容することが困難になっている。こうした「収蔵庫問題」は収蔵庫を増設すれば解決するということではなく、その背景には、「コレクション管理」という考え方未成熟なことに根本的な問題がある。これまで博物館自体が自己改善に取り組んでこなかったというよりも、日本の博物館界がコレクション管理に対する認識や意識が不十分であったことや、近年の欧米における取り組みにほとんど関心が払われることがなかったことが一因である。博物館が持続可能になるためには、適切なコレクション管理が不可欠な要件である。早急に関連する諸問題の解決をはからなければ、博物館の社会的な存在意義が失われることになりかねない。

筆者は、これまでに欧米の動向や歴史を俯瞰しながら、コレクションに関する法律や権利関係、職業倫理を踏まえつつ、国内の博物館における資料の収集、ドキュメンテーション、整理保管、保存、収蔵庫管理、公開・活用、処分などを「コレクション管理」として包括的にとらえ、それぞれの領域を、コレクションを基盤に一連のシステムとして捉えることを指摘した⁽¹⁾。

本稿では、コレクション管理をシステム化するために、イギリスのコレクション管理の実務指針であるフレームワーク (Collections Management Framework) を紹介し、コレクション管理の理解をはかるとともに、その必要性を明らかにする。また、博物館法改正に伴う法令改正にコレクション管理がどのように取り扱われるのか、その動向についてもみることにしたい。

1. コレクション管理フレームワークとは

コレクション・トラスト (Collections Trust) は、1977年に発足したMDA (Museum Documentation Association) を前身とし、博物館におけるコレクション管理の実務について指導や助言を行う公益法人 (Charity) として活動してきたが、2008年に現在の名称に変更された。コレクション・トラスト (Collections Trust) は、『スペクトラム』 (SPECTRUM) というコレクション管理の標準書を作成、発行しており、その内容は博物館認証制度 (UK Museum Accreditation Scheme) と接続している。そのためイギリスの博物館にとって、この『スペクトラム』はコレクション管理の基礎となる重要な役割を果たしている⁽²⁾。この博物

イギリスにおけるコレクション管理の実務指針と日本のコレクション管理の課題

館認証制度は、イングランド芸術評議会（Art Council England）、スコットランド博物館美術館評議会（Museums Galleries Scotland）、ウェールズ政府（Welsh Government）、北アイルランド博物館評議会（Northern Ireland Museums Council）という非省庁公的機関（政府外部機関）（non-departmental public body）⁽³⁾が運営している。

英国規格協会（British Standards Institution）⁽⁴⁾とコレクション・トラストは、2009年に「文化的コレクション管理に関する実務指針」（Code of practice for cultural collections management）である「PAS197」と呼ばれるコレクション管理に関する実践上の規範を共同して作成した⁽⁵⁾。これは公文書館や図書館、博物館、その他の公的・私的な組織による文化的コレクション管理に必要な基本原則の枠組みを示すもので、それぞれの分野における既存の基準や倫理綱領及びガイドラインとの整合性にも配慮されている。つまり、PAS197は博物館ばかりでなく、公文書館や図書館でも適用するコレクション管理の枠組みとなっている。

一方、2011年に改訂された博物館認証制度の基準に採用されたことをうけて、コレクション・トラストからPAS197と認証制度の基準を対比するガイドラインのシートが公表された⁽⁶⁾。その後、PAS197は2018年に改訂された認証基準にも発展的に踏襲された。コレクション・トラストは、PAS197を博物館向けに解説することにより、博物館におけるコレクション管理の実務上の指針を示した。それには、館の使命・目的の下に、コレクション管理方針を立てること、そしてコレクション拡充（Collections development）、ドキュメンテーション（Collections documentation）、コレクションへのアクセス（Collections access）、コレクション保存・修復（Collections care and conservation）からなる4つのテーマごとに作業の方針、計画、手順が示され、最後に内部監査やレビューを行い、改善するための取組をするものである。このコレクション管理フレームワークには、それら一連の工程が説明されている（図1）。

コレクション管理フレームワークを実施するうえでは、中には「内部監査」（Audit）のように、

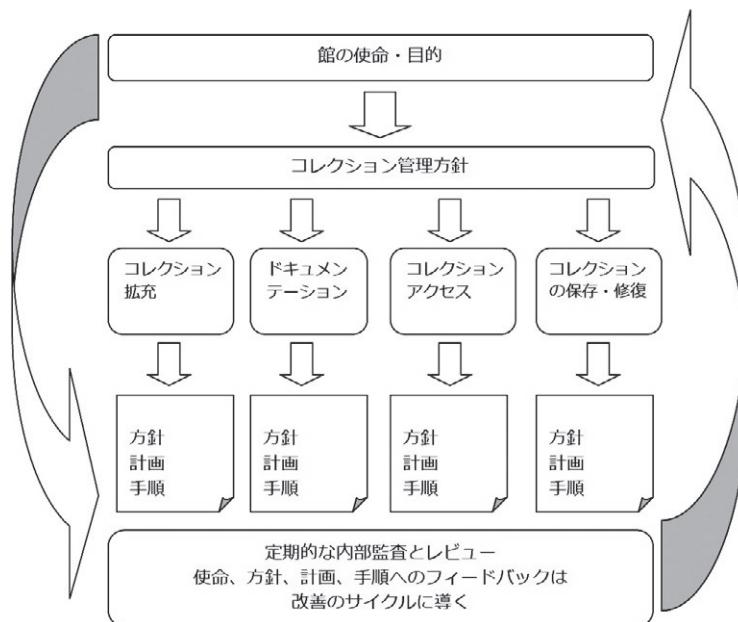


図1 コレクション管理フレームワーク のフローチャート（一部改変）

博物館認証制度の基準では問われない厳しいものもあるが、その考え方を理解し、実施に向けて努力することで博物館の質を向上させることに役立つとされている。

以下は、PAS197を、博物館のコレクション管理に適用させたフレームワークの抄訳である⁽⁷⁾

●使命・目的 (Mission)

経営陣は、組織 (collecting organisation) の収集の目的を文書化した、使命に関する声明 (mission statement) を運営の拠り所にする。コレクションを保有することは、博物館の目的とアイデンティティの核である。効果的な使命を作成するためには、簡潔に示すことが重要である。そのため、できるだけ多くのスタッフや、ボランティア、ステークホルダー（利害関係者）から意見を聴取して作成されるべきである。

●コレクション管理方針 (Collections management policies)

コレクション管理方針は、組織の使命と戦略的目標を実現するための原則や規則を定めるもので、コレクションの管理に関する長期的な指針や方向性を示すものである。方針とは、「何を (what)」や「なぜ (why)」を表明するもので、「どのように (how)」というような手順 (procedure) についての情報や、後述するように「いつ (when)」「誰が (who)」「どこで (where)」という計画 (plan) についての詳細は含めるべきではない。

コレクション管理方針は、すべてに共通する情報を包括するような声明を示す基本文書となるもので、以下に続くように、各テーマの方針（コレクション拡充、ドキュメンテーション、コレクションへのアクセス、コレクション修復・保存）が相互に関連しあうように作成する。それぞれの業務は組織の全体的な使命に則したものでなければならず、全体として、これは統合的 (integrated) なコレクション管理方針を構成する。

また、これら4つの方針は、博物館認証基準 (Accreditation Standard, 2018年) (4.2, 5.1, 6.1, 7.1) を反映していることも留意すべきである。しかしながら、館ごとに事情が異なることから、テーマごとの方針に必ずしも縛られることはなく、それぞれのテーマが適切に包括され、方針が互いに矛盾するのではなく、相互に補完しあう限りにおいては、使用する用語や構成にとらわれるものではない。

なお、コレクション管理方針は、自館の使命やコレクション管理のすべての業務に関連する法律や倫理規程にも言及する必要がある。

●コレクション拡充方針 (Collections development policy)

コレクション拡充方針は、それぞれの博物館が自らのコレクション形成をはかるために必要な重要文書である。この方針はコレクションの長所と短所を概観し、取得や合理化を通じて将来にわたり、どのようにコレクション形成を進めるのかを説明するために使われる。

資料の取得と処分には重要な法的・倫理的考慮事項が多く含まれるため、博物館認証基準では申請者の方針の項目を参照させ、博物館がその方針に重要な要素を盛り込むようにしている。

博物館認証基準 (2018年) (4.2) では、コレクション拡充方針は次のことを含むべきであるとされている。

- 博物館の趣旨
- 現在の収蔵品の概要

- 今後の収集のテーマと優先事項
- 合理化と処分にむけたテーマと優先事項
- 取得と処分のための法的・倫理的枠組みに関する情報
- 次回方針を見直す検証日

つまり、コレクション拡充方針とは、コレクションの長所と短所を概説し、取得や合理化（処分など）、将来の収集計画などを説明することにより、収集の持続性を維持しようするものである。

●コレクション・ドキュメンテーション方針 (Collections documentation policy)

コレクション・ドキュメンテーションとコレクションに関する情報の管理は、博物館におけるコレクション業務の基礎となるものである。コレクションの収集や有益な情報を集めるために明確な方針を述べることが重要である。

多くの博物館では、コレクションについての情報を収集することや保管するための仕組みをもっている。しかし、その仕組み (systems) が旧式であったり、コレクションに関する情報の質が一定でなかつたりすることもある。ドキュメンテーション方針は、そのような仕組みの問題（手作業と電子化の両方）を改善することを約束し、自館が目指す基準を達成するために役立てることができる。ドキュメンテーション方針の声明は短く簡潔なものでよく、博物館に応じた規模や性質を反映したものでよい。

ドキュメンテーション方針には最低限、次のことを含むべきである。

- ・コレクションに関する情報がどのように文書化され、最新の状態で維持され、役立てられるのかの説明。あるいは、博物館は何を達成しようとするのかについての声明。例えば『スペクトラム (5.0)』を参照する。
- ・博物館にあるコレクションの文書を管理するための法的要件や倫理規程への言及。

なお、『スペクトラム (5.0)』の各手順には、方針に関する情報とガイダンスが示されている。

●コレクションへのアクセス方針 (Collections access policy)

コレクションへのアクセス方針についても博物館認証基準（2018）にそれを示すことが必要とされている。アクセスを拡大することや利用者の経験を向上させることは、ほとんどの博物館における活動計画の上位を占めている。4つの方針すべての拡充に統合的な方法で取り組み、アクセス方針の優先順位がコレクション管理のより幅広い活動と調和することができれば、博物館の利用者とコレクションの両方に明らかな利益をもたらす。

最低限、アクセス方針には次のことを含むべきである。

- ・その組織が、どのようにして使命に則した形で、コレクション及びコレクションに関する情報の提供を目指しているかについて説明する。
 - コレクションの資料にアクセスできるような施設や設備をもち、そこで実際にアクセスできること。
 - 個人または他の組織との間で資料を貸借する。
 - 一般公開のために資料を展示する。
 - 複製品を利用する。

- 状況に応じてコレクションと資料を適切に運用する⁽⁸⁾。
 - アクセスに対する利用者のニーズや障壁を特定する。
 - ・組織を規定する法的要件、およびコレクションへのアクセスを提供する上で組織が遵守すべきその他の要件。
 - ・倫理規程においてコレクション管理をすることへの責任。
 - ・知的財産権の制約を考慮した上で、資料に付与される商業的利用の種類と範囲。
 - ・コレクションへのアクセスと長期間の保存という矛盾する要求は、コレクション管理上のリスク評価に従ってなされるという主張。
- さらに、アクセス方針には、以下のような人たちのコレクション利用についての具体的な記述を含むことができる。

- ・学校団体
- ・地域社会のグループ
- ・研究者
- ・その他、博物館を取り巻く特定のグループ

博物館によっては、個別の貸出方針を定めている場合もあるし、コレクション全体のアクセス声明に含まれる場合もある。アクセス方針は適切である必要があり、組織の規模と優先順位を反映したものでなければならない。

博物館認証基準（2018）では、コレクションのアクセス方針は次のことを含むべきとされている。

…人々がどのようにコレクションを見たり、利用したり、参照したり、博物館の建物や場所にアクセスしたり、コレクションに関する情報を人々とどのように共有したりするか

このアクセス方針には以下が含まれるはずである。

- ・コレクションを展示するために様々な解説の方法を用いること。
- ・コレクション、建物、場所、関連情報への一般公開を可能にすること。
- ・次回方針を見直す検証日。

●コレクション保存・修復 (Collections care and conservation)

コレクション保存・修復は博物館におけるコレクション管理の主要な部分であり、博物館のアプローチを示す明確な方針を示すことが重要である。以下の定義は、活動の明確な領域を区別するのに役立つであろう。

- ・コレクション保存 (care) には以下が含まれる。
 - コレクションを保存することを目的とした様々な活動。これらの活動には、組織の方針、セキュリティ、収蔵、清掃、メンテナンス、取り扱い、科学的調査、環境モニタリングと管理、展示と貸出、保存、複製品の提供、緊急時の対策などが含まれる。
- ・修復 (conservation) には以下が含まれる。
 - 修理保存 (Remedial conservation) — その資料が引き続き利用できるように耐用年数を延ばすことを目的にして、化学的・物理的に安定化をはかるために行われる技術

的な措置。

- 予防的保存 (Preventive conservation) — 最適な条件を確保するために、環境モニタリングとコントロール、害虫管理、収蔵と展示の設備など、博物館の建物、敷地、環境を選択し管理する。

このような資源が限られている場合、博物館はコレクションの保存と修復に戦略的なアプローチをとることが奨励される。例えば、リスク評価を利用し、組織の全体的な戦略目標に沿ってコレクションの保存作業 (collections care work) に優先順位をつければ、貸出、展示、研究の要望がもっとも多いコレクションに的を絞って修復・保存することができる。コレクション保存・修復方針は、保存上の改善のために戦略的優先順位の概要を示すために使用することができる。

コレクション保存・修復方針には最低限、次のことを含むべきである。

- ・コレクション保存 (collections care) におけるリスク管理への責任。これは定期的な評価の実施と、その結果をコレクション保存・修復に関する意思決定に役立てることを意味する。
- ・博物館におけるコレクション保存・修復を規定する法的要件と倫理規程への言及。
- ・コレクション保存・修復の問題がどのように話し合われるのかについての説明。例えば、スタッフやボランティア、利害関係者にどのようにして情報を共有するのか。
- ・さらに、コレクション保存・修復計画のための推奨事項として、方針には次のことを含む。
- ・環境モニタリング
- ・環境管理・維持しようとする環境条件の範囲を指定することができる
- ・建物の維持管理
- ・施設管理
- ・助言と予防保存の処理を公認の専門家に求める方針

● 計画 (plan) と手順 (procedure)

計画 (Plan) とは、組織の方針や戦略目標に対して、具体的な成果を出すために使われる。また、目標を達成するための課題と期限を示す。そのために、「何を (What)」「いつ (when)」「誰が (who)」「どのように (how)」行うかを説明するものである。すなわち、計画とは、活動を計画するための文書をさす。

手順 (procedure) とは、ある活動やプロセスを実行するための特定の方法をいう。コレクション管理フレームワークのプロセスは、コレクション管理に関わるすべての活動をさす。すなわち、手順とは、書かれた、あるいは記録されたプロセスについての記述である。

計画書と手順書の関係性は、計画書は作業を指示し、資源を配分し、進捗を監視するために不可欠なものである。一方、手順書はスタッフに自信と自覚を与え、監視と監査を可能にし、作業の一貫性を担保するものである。

● 内部監査と評価

内部監査 (Internal audit) とは、コレクション管理フレームワークが適切に行われ、維持されているかどうかを判断するために実施される。抜き打ちチェックもあるが、監査結果は、フレームワークの評価作業に反映され、コレクション管理フレームワークを改善するために利

用される。但し、現在のところ、博物館認証基準では必要項目から除外されており、その運用は組織に任せられている。

マネジメントレビュー（Management review）とは、トップマネジメントが継続的な有効性を確保するために、組織のコレクション管理の方針とプロセスの見直しをするために確実に行うべきである。評価作業は一定の期間において定期的に行われるべきである。

組織は、その評価結果を必要に応じて方針、計画、手順の変更につなげてコレクション管理の改善をはかる。

2. 博物館認証制度とコレクション管理フレームワークとの連関

博物館認証制度は、博物館が公的機関として必要な最低の基準を満たすことを公認し、博物館の振興を図るための仕組みである。それは「博物館の運営方法」(how they're run)、「博物館の収蔵品の管理方法」(how they manage their collections)、「利用者との関与方法」(how they engage with their users) のように3つの領域からなる。それらは、博物館が社会に信頼をもってコレクションを管理し、公的資源を管理することについて、人々の信頼を得ることや、博物館の運営に携わる人たちが博物館の運営において倫理的な規範を守ることを求めている。

この博物館認証基準（2018年版）には、次のように9項目の基準が示されている⁽⁹⁾。そのなかでもコレクション管理に関する基準は、4番目から7番目の項目にあたるように、博物館の業務においてコレクション管理は大きな比重を占めていることを理解することができる。

1. 適切なガバナンスと管理運営 (Have appropriate governance and management)
2. 事前に計画を立て、計画を実行するための方策 (Plan ahead and have the resources to deliver your plan)
3. 組織のリスク評価および管理 (Assess and manage risk to your organizations)
4. コレクションの保存と拡充 (Hold and develop collections)
5. 便利で使いやすいコレクション情報の保持 (Hold useful and useable information on collections)
6. コレクションの保存・修復 (Care for and conserve collections)
7. 誰にでも利用されやすくなること (Be accessible to the public)
8. 利用者を理解し開発すること (Understand and develop your audiences)
9. 利用者と関わり、その経験を向上させること (Engage with your users, and improve their experience)

そこで、博物館認証基準のコレクション管理に関する項目と、コレクション管理フレームワークとの関係性を見ることにする。

まずは、博物館認証基準の1.2の項目には、「適切な定款」(An appropriate constitution) が掲げられている。これは博物館を運営する組織の目的や、どのように管理されるかを定めた文書である。そこには、「博物館は、公衆に利益をもたらし、収蔵品を含むその資産を保護するために存在する長期的な組織である」ことが謳われている。博物館にとってコレクション（収

蔵品) が博物館の資産であることと、それを保護すべきことが理念となっているのである。

次に、具体的にコレクション管理の基準をみてゆく。まず、4.1の項目の「管理下のすべての収蔵品に対して責任をもつこと」(To take responsibility for all the collections you manage) では、収蔵品の規模をはじめ、所有資料の割合や貸与されている割合、貸出しの基準、その契約について確認することが求められる。次いで、4.2の項目「取得や処分を含む収蔵品拡充のために、運営母体により承認された方針」(A policy, approved by the governing body, for developing collections, including acquisitions and disposals) では、先述したように、コレクション管理のフレームワークにおけるコレクション拡充方針 (Collections development policy) の内容が明記されている。

博物館のコレクション拡充の諸活動（取得、処分など）においては、従前のコレクションの中には、十分に吟味することなく寄贈や寄託品を受け入れてきた経緯がある。そのことが収蔵庫問題を引き起こす一因ともなってきたことから、コレクションの持続可能な充実化をはかるためには、博物館に必要なコレクションを説明することや、収集にあたり優先順位をつけて対処すること、必要に応じて処分することも視野に含むことになっている。

なお、倫理的な責任や法的要件にも十分に配慮することが必要とされている。特に取得時には、資料に違法性のことや権利関係を確認することなど、資料の由来と正当な注意義務 (Provenance and Due Diligence) を怠ってはならない。また、コレクションを売買可能な金融的資産と見なすべきではなく、処分にあたっては財政的な動機に基づかないよう強い警告が発せられている⁽¹⁰⁾。

5.1の項目「承認済みのドキュメンテーション方針」(An approved documentation policy) では、博物館は、運営母体によって承認されたドキュメンテーション方針を作成し、それに従わなければならない。ドキュメンテーション方針が求められる理由は、コレクションを保管する説明責任を果たすために、収蔵品の保管場所や情報を記録・公開し、その手続きの標準化が維持されることを誓約し、資料情報のセキュリティ保持の対策を講じることなどが挙げられる。次の5.2の項目は、『スペクトラム』が示す「ドキュメンテーションの主要手続きに従うこと」(To follow the primary Spectrum documentation procedures) のように、その標準の手引書である『スペクトラム』に示されている手順に従うことが明記されている。このようにイギリスの博物館では、博物館認証基準に明記されているように、『スペクトラム』のドキュメンテーション基準を必然的に採用することになっている。

6.1の項目「承認された収蔵品の保存・修復方針」(An approved collections care and conservation policy) では、運営母体によって承認された保存・修復の方針を持つ必要がある。それは、博物館の収蔵品の保存・修復活動が収蔵品の長期保存を保障するもので、予防的保存と修復的保存の組み合わせをベースに、目的の表明と関連し、倫理的責任と法的要件を満たすものとなっている。次の6.2の項目「収蔵品の保存・修復計画」(A collections care and conservation plan) では、収蔵品の保存・修復方法を維持し、可能であれば改善する計画を持つこととなっている。

7.1の項目「承認済みのアクセス方針」(An approved access policy) では、運営母体によっ

て承認されたアクセス方針を持つこととなっている。利用者が収蔵品を見ることや利活用できるか、博物館に来館するためのアクセスや、収蔵品に関する情報を人々とどのように共有することができるかなどについて考慮することとなっている。次いで、7.2の項目「アクセスの計画」(An access plan)では、変化する利用者のニーズと期待に応えるために、アクセスへの優先順位、所要時間ならびに資源を特定し、収蔵品への物理的、感覚的、知的公開、収蔵品に関する情報、ならびに収蔵施設へのアクセスの改善を計画する必要がある。

このように、博物館認証制度の基準は、コレクション管理フレームワークに接続していることを理解することができる。コレクション管理フレームワークは、また博物館認証制度に規定されている諸基準と接続することにより、博物館間の質的なばらつきをなくし、一定水準を維持するように配慮されている。つまり、コレクション管理フレームワークは、認証基準に示されたコレクション管理の諸要素を体系化したものである。

3. コレクション管理と組織間の連携

イギリスでは、コレクション管理の課題を解決するために、政府やイングランド芸術評議会(Art Council England)をはじめ関連団体による連携・協力のほかに、博物館に対する財政的な支援が行われている。博物館が博物館認証制度の基準をクリアして認証博物館(Accredited museums)になり、それを維持することを保障するための様々な方策が講じられている。例えば、コレクション・トラストは、『スペクトラム』のようなドキュメンテーションの標準的な手引書を改訂して普及するばかりでなく、コレクション管理に特化した情報の管理・公開などをしている。イギリス博物館協会(Museums Association)では、国内博物館の方針や博物館倫理規程、各種ガイドラインなどを策定している。一例として、2018年には、「コレクション2030(Collections 2030)」プロジェクトが立ち上げられた。それは、今後10年間に博物館がコレクションを活用する取り組みを推進するためのプログラム開発について推奨している。ガイドラインには、「資料の処分」(1996年)、「アクセス」(1999年)、「資料の取得(第2版)」(2004年)、「借用に関する簡単な施策」(2007年)、「処分のツールキット」(2014年)などがある。博物館協会は人材養成(研修)にも取組んでいる。財政的な支援では、イングランド芸術評議会や国営の宝くじ、財団など様々な団体から博物館に助成金が寄せられる。ただし、それを受けたことができる的是博物館認証を受けた博物館が対象になっている。このように博物館認証制度はイギリス国内の博物館の質の向上をはかるために実効性をもつ制度として位置づけられる。

また、認証博物館には、次のような付加価値があることも忘れてはならない。認証博物館であることは、博物館職員とボランティアにとって、博物館が適切に管理・運営されていることや、博物館の専門的技術を示すものとなっている。設置者にとっては、博物館が適切に管理・運営されていることを納税者に説明できるとともに、博物館の評判が上がり、寄付者や支援者の信頼を得て、資金を獲得できる。そして、利用者にとっては、博物館が適切に管理・運営されていることや、博物館がそのコレクションを適切に管理し、それを将来のために保護することを理解することができる。

4. 日本の博物館におけるコレクション管理上の問題点

『日本の博物館総合調査』（令和元年度）によれば、資料の収集、登録・管理、保存等に関する方針であるコレクション・ポリシー（方針）を明文化している館は全体（2,314館）の26%しかない⁽¹¹⁾。他館では慣例的なやり方で資料の収集、登録、管理、保存等を実施していることが推測される。たとえポリシー（方針）を持っている館だとしても定期的に見直しをすることが必要である。留意点としては、資料の収集、ドキュメンテーション、保存、収蔵管理などに加えて、資料の処分や公開・活用についての方針などを、コレクション管理の一連のシステムに位置づけて再検討することである。

ドキュメンテーションは、コレクション管理にとって必要不可欠な手続きである。それは資料の収集、受入、登録、管理、貸出、移管、処分、除籍等の一連の手続きを文書化して記録として保管する作業のことをいう。日本では、先述したように『スペクトラム』のような標準的な手順書がなく、各館がほぼ独自の方法で行っているのが実情である。『日本の博物館総合調査』（令和元年度）によれば、資料台帳に資料のほとんどを記載している館は45%というように、凡そ半数の館は収集、保存の基礎データが不完全となっている。データベース化された資料台帳を作成しているところもほぼ半数でしかない。残りは収集後に資料の登録がなされていないことになる。このような事態を放置しておくことは公立館ならば行政評価の対象になることが予想されるばかりでなく、博物館としての社会的な信用にかかわる由々しき事態である。

収蔵庫問題は改めて述べるまでもなく、コレクション管理にとって極めて大きな影響を与えている。そのことにより、資料の収集が制約されるばかりでなく、収蔵庫の出入りにも支障が生じているように、資料の出し入れも困難になっているところもある。

また、資料の盗難や紛失の問題も見過ごすことができない。2002年には東京都の区立博物館では、職員が収蔵庫から資料を盗み出し古書店に売り渡したという、耳を疑うような事件があった。2019年には県立博物館で、借用していた考古資料を学芸員が所有者に無断で、分析用に一部を削り取っていたという事件が発覚したことでも記憶に新しい。最近では浜松市博物館で浜松城二の丸絵図などが紛失していることが報道された⁽¹²⁾が、その後、4点が収蔵庫内で発見された。多くの博物館では、台帳などの記録と資料全点を照合して所在を確認するコレクション管理が定期的に行われているとはいはず、同じような事例は決して限られたものではないと思われる。

現在、日本でも博物館法改正に伴う関係制度の見直しが進められる中で、コレクション管理の諸問題を早急に解決することは焦眉の課題である。

5. 博物館法改正とコレクション管理

2022（令和4）年4月、博物館法の一部を改正する法律が公布されたことを受けて、同年12月に文化庁から博物館法施行規則の一部を改正する省令案が公表された。それには、博物館法第13条を受けて、博物館の登録制度の新しい（参酌すべき）基準が示されている。今回の法改正の重要な項目の一つが、この博物館登録制度の見直しであり、新しい基準案にコレクション管理がどのような形で組み込まれるのかが注目されてきた。

省令案では、コレクション管理について、「博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制に係るもの」として、第19条に、次のように規定されている。

第三章 博物館の登録に係る基準を定めるに当たつて参酌すべき基準

(博物館の体制に関する基準を定めるに当たり参酌すべき基準)

第十九条 法第十三条第二項の文部科学省令で定める基準であつて、同条第一項第三号に規定する博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制に係るものは、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。第四号、第二十一条第一号及び第二十四条第一項第二号において同じ。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもつて博物館を運営する体制を整備していること。
- 二 前号の基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。
- 三 前号に規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。
- 四 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。
- 五 単独で又は他の博物館若しくは法第三条第一項第十二号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。
- 六 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。
- 七 法第七条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。

上記は、博物館法第13条第1項3号「博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。」を受けたものとなっている。

現在のところ、まだ省令改正を踏まえた告示や通知が出されていないため、具体的な内容についてはよく分からぬが、現段階⁽¹³⁾では、その大要を次のように読み取ることができる（図2）。最初に、博物館資料の収集、保管、展示、調査研究に関する基本方針を作成することとなつてゐる。次に、コレクション管理に関することとして、この基本方針を受けて、資料の収集、管理の方針を定めるものとする。そして、これを受けて資料を収集する体制と、資料の目録作

成、管理、活用する体制をそれぞれ整備することとなっている。なお、展示、調査研究、教育普及、研修については、それぞれが基本方針を受けるという形になっている。この構成や内容についてはいろいろ検討すべきことがあるだろうが、ひとまず今回の省令改正によって、コレクション管理に関する規定が組み込まれたことになる。先述したように、コレクション問題を解決するための足掛かりになることを期待したいところである。

一方、コレクション管理については、博物館関係者の間での共通理解はまだ不十分である。方針についての考え方をはじめ、「収集」「管理」「目録作成」「活用」などのようなキーワードがどのような業務内容を表象して使われているのかについて、今のところ都道府県や博物館現場をはじめ博物館関係者に共通理解があるとはいえない。法令遵守や倫理規程については、ICOMをはじめ海外の博物館界では、コレクション管理に不可欠な要件となっているのに、省令案には含まれていない。また、コレクション管理を実効性のある形で運用するためには、『スペクトラム』のようなドキュメンテーションについての標準的な手引書の作成、関連するガイドラインを作成、それを遵守させる仕組みや、具体的には博物館登録制度との接続や、それを管理する体制が不可欠であるし、文化庁や都道府県、日本博物館協会など組織間の連携や、外部資金を調達する制度と接続させることなど多くの課題が残されている。

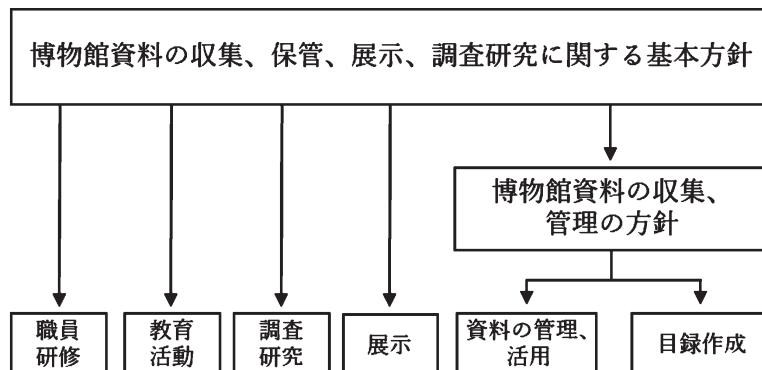


図2 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制
(博物館法施行規則第19条より作図)

おわりに

本稿は、コレクション管理フレームワークを中心に取り上げるつもりであったが、その途中で文化庁から博物館法改正に伴う省令改正（案）が公表されたことから、その評価についても触れることにした。省令改正では、博物館登録制度の基準にコレクション管理に関する項目が組み込まれたものの、所管する都道府県や博物館現場ではコレクション管理の考え方や方法について共通理解があるとはいえない。博物館登録基準で示されたことと現場との乖離をどのように埋めていくのか、今後の大きな課題である。

最後に、田中裕二氏には本文の草稿をお読みいただき有益なご助言、お教示をいただき、渡邊祐子氏には英文翻訳の校閲をしていただき、また今野農氏には「保存・修復」の定義についてご教示をいただきましたことに、厚く感謝申し上げます。

註

- (1) 金山喜昭編2022『博物館とコレクション管理』雄山閣
- (2) 松田陽2022「イギリスのコレクション管理制度」『博物館とコレクション管理』雄山閣
- (3) 田中嘉彦2016. 3「英国における行政システムとガバナンス」レファレンス、国立国会図書館調査及び立法考查局
https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9914637_po_078204.pdf?contentNo=1
(2023年1月28日閲覧)
- (4) 英国規格協会は、英国政府によって国家標準機関として認められており、サービス、およびシステムの品質と安全性の向上を支援するために、各種の規格を作成し、それぞれの分野の品質や安全性の向上を支援している。
- (5) Susanna Hillhouse, 2009, *Collections Management a Practical guide*, Collections Trust
- (6) Collections Trust ACCREDITATION GUIDANCE SHEET 1:Collections Management Framework by Susanna Hillhouse, 2011
<https://collectionstrust.org.uk/wp-content/uploads/2016/10/Collections-Management-Framework.pdf> (2022年10月15日閲覧)
- (7) Collections Trust, Collections management framework, 2020
<https://collectionstrust.org.uk/wp-content/uploads/2016/10/collections-management-framework-V3.pdf> (2022年10月15日閲覧)
- (8) アクセシビリティを高めるためにコレクションや資料を適切に運用する意味と捉える。
- (9) Art Council England, 2018, *MUSEUM ACCREDITAION* https://www.artscouncil.org.uk/sites/default/files/download-file/Accreditation_Standard_Nov2018_0.pdf (2023年1月15日閲覧)
- (10) 金山喜昭2022「イギリスにおける収蔵資料の処分」『博物館とコレクション管理』雄山閣
- (11) 日本博物館協会2020『令和元年度 日本の博物館総合調査報告書』日本博物館協会
- (12) 産経新聞「浜松城二の丸絵図など紛失 浜松市、史料計6点」2021年11月29日付
<https://www.sankei.com/article/20211129-5ZNFX6AOFKDLIVHQVATSFB44Y/>
(2021年12月20日閲覧)
- (13) 本稿を執筆する2023年1月20現在。

(法政大学 教授)